

四万十町

新型インフルエンザ等対策行動計画



山・川・海 自然が人が元気で 四万十町

平成27年1月

— 目 次 —

I. はじめに<四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過>	
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 国及び県における取組の経緯	1
3. 町における取組の経緯	1
4. 町行動計画の作成	1～2
II. 町における対策の基本方針	
1. 新型インフルエンザ等対策の目的	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2～3
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3～4
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	4～5
5. 対策推進のための役割分担	5～7
6. 発生段階	7
7. 町行動計画の基本項目	8～12
III. 各段階における対策	
◆未発生期	
1. 実施体制	13～14
2. 情報収集・提供	14
3. 予防・まん延防止	14～15
4. 医療	15
5. 町民生活及び町民経済の安定の確保	15～16
◆海外発生期	
1. 実施体制	17
2. 情報収集・提供	17～18
3. 予防・まん延防止	18～19
4. 医療	19
5. 町民生活及び町民経済の安定の確保	19
◆国内発生早期	
1. 実施体制	20
2. 情報収集・提供	20～21
3. 予防・まん延防止	21
4. 医療	22
5. 町民生活及び町民経済の安定の確保	22

《緊急事態宣言がされている場合》

- 1. 実施体制 2 3
- 2. 予防・まん延防止 2 3
- 3. 町民生活及び町民経済の安定の確保 2 3

◆国内感染期

- 1. 実施体制 2 5
- 2. 情報収集・提供 2 5
- 3. 予防・まん延防止 2 5～2 6
- 4. 医療 2 6
- 5. 町民生活及び町民経済の安定の確保 2 6

《緊急事態宣言がされている場合》

- 1. 実施体制 2 7
- 2. 予防・まん延防止 2 7
- 3. 町民生活及び町民経済の安定の確保 2 7～2 8

◆小康期

- 1. 実施体制 2 9
- 2. 情報収集・提供 2 9
- 3. 予防・まん延防止 2 9
- 4. 医療 2 9
- 5. 町民生活及び町民経済の安定の確保 2 9

●附属資料

- 1. 四万十町新型インフルエンザ等対策推進体制図 3 0
- 2. 四万十町新型インフルエンザ等対策本部事務分掌 3 1～3 2
- 3. 四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例 3 3
- 4. 用語解説 3 4～3 7

(※印のついているもの等に用語解説があります。)

I. はじめに <四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過>

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

^{※1}新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた^{※2}インフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である^{※3}新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

2. 国及び県における取組の経緯

国及び県においては、新型インフルエンザ対策に係る対策として、特措法の制定以前の平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分改定がされてきた。平成21年に、^{※4}新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行ったが、この対策の実施を通じて、実際の現場での運用や^{※5}病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年5月に制定された特措法が平成25年4月に施行されるとともに、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が、平成25年12月には「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定された。

3. 町における取組の経緯

平成27年1月、政府行動計画及び県行動計画の策定を踏まえ、特措法に基づく「四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を策定した。

4. 町行動計画の作成

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示しており、^{※5}病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。この町行動計画に基づき各課等において、具体的な対策を講じていくものとする。

町行動計画で対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画及び県行動計画と同じく、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する^{※1}新型インフルエンザ等感染症（以下「^{※1}新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する^{※3}新感染症で、その感染力の強さから^{※1}新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある場合、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ. 町における対策の基本方針

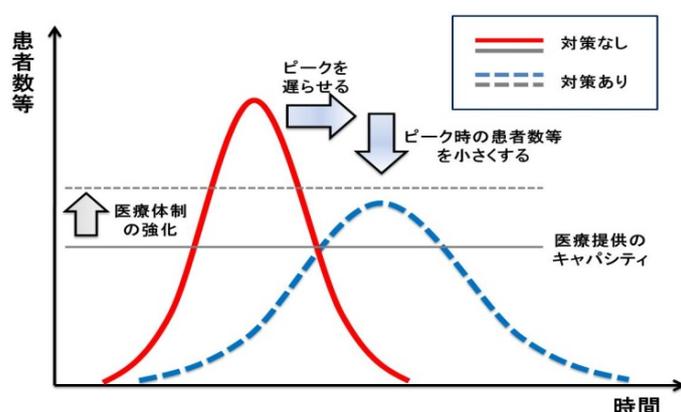
1. 新型インフルエンザ等対策の目的

- 新型インフルエンザ等は、発生時期や地域、感染力の予測が困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。
- 病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、社会機能や経済活動の混乱が生じることが懸念され、町民生活に大きな影響をもたらすことが予想される。
- こうした事態を想定し、本町としては、国、県及び関係機関と連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として、新型インフルエンザ等対策を講じていくものとする。

＜主たる対応項目＞

- (1) 感染の拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 県及び関係機関と連携・協力を図りながら、感染拡大防止に努め、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 業務継続計画の策定・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

- ◎ 新型インフルエンザ等対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であることから、町の危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、国や県の動きと一体となった対策を基本とし、地域の実情に合わせた取り組みを行うこととする。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザの^{※7}パンデミックの経験等を

踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

- そこで、本町の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の地域特性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。（具体的な対策については、Ⅲ．各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。）
- なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、本町の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、県と連携し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策的的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合においては、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国及び県との連携のもと、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校や興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

- 特措法は、万一の場合の危機管理のための法であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

- 政府対策本部、県及び町の新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」、「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- 町対策本部長は、必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

- 町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表し、保存する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- ^{※1}新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- また、^{※5}病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- 町行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画及び県行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定した。

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- 全人口の25%が^{※1}新型インフルエンザに罹患すると想定して推計。
- ^{※1}新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算
 - ※国の想定を単純に本町の人口（平成26年3月31日現在：18,644人）との比で試算
 （全国の人口はH22国勢調査人口「12,666万人」、県の人口はH24.4.1推計人口「753,855人」で試算）
 - ※中等度は、^{※9}アジアインフルエンザを参考に^{※10}致命率0.53%として数の上限を推定
 - ※重度は、^{※11}スペインインフルエンザを参考に^{※10}致命率2.0%として数の上限を推定

<参考：全国・高知県・四万十町>

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計					
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		全 国		高知県	四万十町
		1,740万人 (最小1,300万人～ 最大2,500万人)		103,561人 (77,373人～ 148,795人)	2,561人 (1,914人～ 3,680人)
推計値の内訳 (各項目の 推計値)	入院患者数	中等度	53万人	3,154人	78人
		重 度	200万人	11,903人	294人
	死亡者数	中等度	17万人	1,011人	25人
		重 度	64万人	3,809人	94人
1日当りの最大入院患者数 (流行発生から5週目)		中等度	10.1万人	601人	15人
		重 度	39.9万人	2,374人	59人

- ・四万十町は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

- 新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。
 - ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
 - ・り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。
 - ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
 - ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難とな

る者、不安により出勤しない者がいることを見込みピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

- 新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、国、県、町、関係機関及び町民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

(1) 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び^{※12}指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ^{※13}指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

- 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。

【町の役割】

- 町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を

図る。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、健康福祉課を中心として、各課等がそれぞれの対策を講じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。
- 各課等では、町行動計画を踏まえ、相互に連携を図るとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、^{※6}業務継続計画の策定を全庁的に進める。
- 県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を町民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、町民の感染予防策の徹底に努める。
- 国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに「町対策本部」を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となって対策を進める。

(3) 医療機関等の役割

- 新型インフルエンザ等による町民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携を進める。

(4) 学校・^{※14}通所施設等の役割

- 日頃から児童・生徒又は入所者の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。
- 未発生期の段階から、全国的に実施される^{※15}サーベイランスに協力する。
- 新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

(5) 一般の事業者の役割

- 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、県が勧告・要請する感染対策の徹底を行う。

(6) 町民の役割

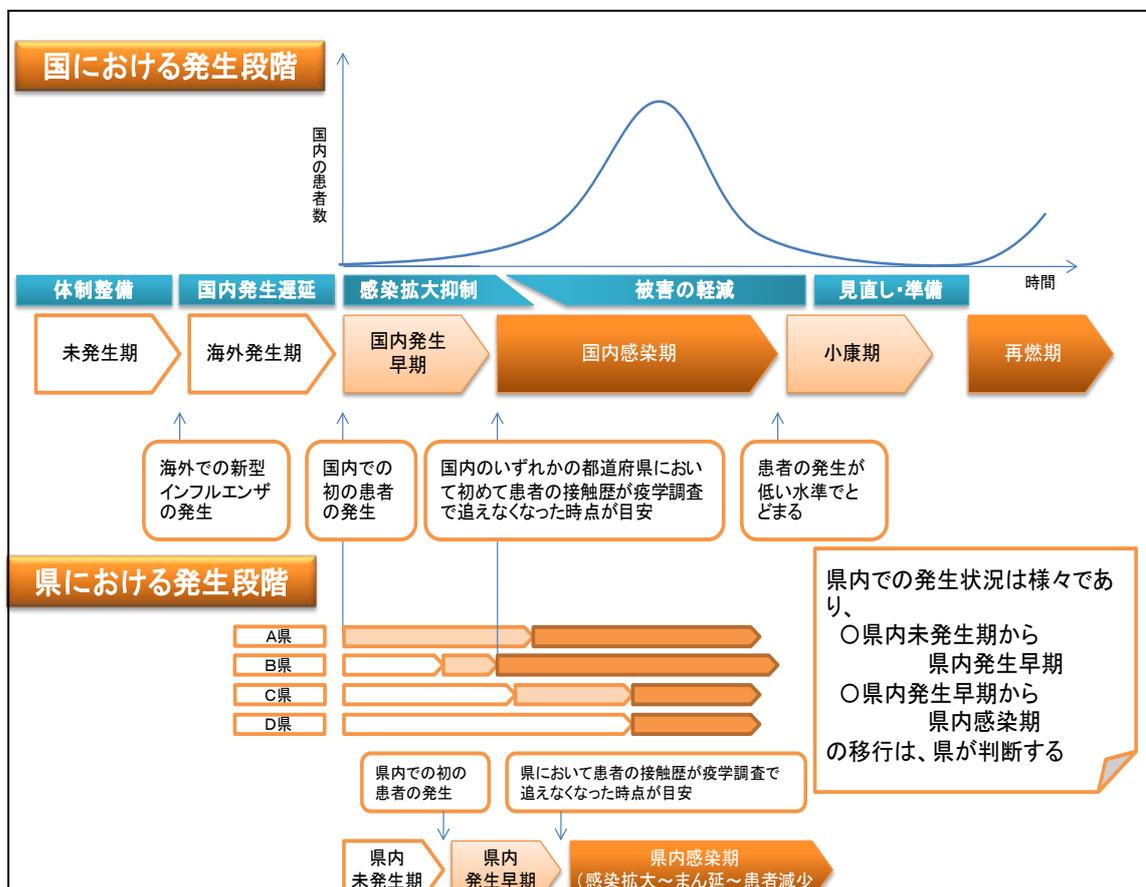
- 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 発生段階

- 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。
- 政府行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。
- 各県での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は、県における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断する。
- 国、県、町、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

<国及び県における発生段階>



(2) 情報収集・提供

- 迅速な対策を実施するため、国や県等が発信する情報収集に努め、全庁で共有する。
- 町民からの相談等に対して適切な情報提供が実施できる体制を確保する。

ア. 情報提供・共有の目的

- 町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、町、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。

イ. 情報提供手段の確保

- 町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ. 発生前における町民等への情報提供

- 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報の様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。特に児童・生徒等に対しては、学校、保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係課等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

エ. 発生時における町民等への情報提供

(ア) 発生時の情報提供について

- 町民については、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
 - ① 新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)。
 - ② 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。
などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることとする。

(イ) 町民の情報収集の利便性向上

- 町民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、指定(地方)公共機関の^{※12}情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ. 情報提供体制

- 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。
- 庁内関係課等で事前に協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を

構築する。

- 新型インフルエンザ等の発生時には、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び町民からの相談受付等について、中心的な役割を担うことから、海外発生期以降においては、町民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(3) 予防・まん延防止

- 個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行う。

ア. 主なまん延防止対策について

(ア) 個人における対策

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(イ) 地域対策・職場対策

- 地域における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

イ. 予防接種

(ア) ワクチン

- ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を維持することは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(イ) 特定接種

- 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針により臨時に行われる予防接種（以下「特定接種」という。）を行う。
- 特定接種の対象となり得る者は、以下のとおり
 - ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣及び県知事の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- 特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることが基本となる。
 - ① 医療関係者
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者

- 事前に上記のような基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性^{※5}などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。
- 特定接種は、登録事業者に対しては国が実施主体として、地方公務員に対しては県又は町が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施する。
- 県及び町は、特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民接種

- 住民に対して、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）を行う。
- 住民接種の接種順位については、特定接種対象者以外の接種対象者を以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。
 - ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- 接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあり、柔軟に対応することが必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。
- 住民に対する予防接種については、町が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施する。
- 町は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

- 危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性^{※5}などに応じて政府対策本部において総合的に判断、決定される。

(4) 医療

ア. 発生前における医療体制の整備

- 町は、須崎福祉保健所に設置する郡医師会、県薬剤師会支部、地域の医療機関、警察、消防、市町等の関係者からなる対策会議への参加など、地域関係者と密接に連携を図るとともに地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

イ. 発生時における医療体制の維持・確保

- 町は、県等が「^{※16}帰国者・接触者相談センター」を設置した場合、その周知を図る。
- ^{※17}帰国者・接触者外来等の地域における医療体制について、一般的な広報による情報提供を行う。

(5) 町民生活の維持

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、水道、廃棄物の処理、遺体に対する適切な対応等、町民生活の基盤となるサービスについて体制を整備するとともに、支援を必要とする高齢者世帯、障がい者世帯等（新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるように準備を行う。

Ⅲ. 発生段階別による町の対応

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国及び県が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から町行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民の認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国及び県が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

1. 実施体制

- (1) 町行動計画等の作成

対 策	担 当
○ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。	健康福祉課 危機管理課 関係各課
○ 町行動計画に基づき、各部署における ^{※6} 業務継続計画の策定に努める。	

(2) 県及び近隣市町との連携強化

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画^{*6}の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。 ○ 県や他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 	健康福祉課 危機管理課 関係各課

2. 情報の収集・提供及び共有

(1) 継続的な情報提供

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供に努める。 ○ マスク着用や咳エチケット、手洗い、うがいなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 	健康福祉課 危機管理課

(2) 体制整備等

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。 ○ 発生前から国や県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。 ○ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県（須崎福祉保健所）との連携のもと、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。 	健康福祉課 危機管理課

3. 予防・まん延防止

(1) 管内のまん延防止対策の準備

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対しマスク着用や咳エチケット、手洗い、うがい、人混を避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター^{*16}に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットなど基本的な感染対策について理解促進を図る。 	健康福祉課

(2) 予防接種体制の構築

ア. 特定接種

対 策	担 当
○ 国の方針に基づき、地方公務員に対する特定接種（特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなす。）について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。	健康福祉課 総務課

イ. 住民接種

対 策	担 当
○ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 ○ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。	健康福祉課

4. 医療

(1) 地域医療体制の整備

対 策	担 当
○ 須崎福祉保健所が設置する郡医師会、県薬剤師会支部、地域の医療機関、警察、消防、市町等の関係者からなる対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図るとともに地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。	健康福祉課 危機管理課

(2) 研修等

対 策	担 当
○ 県が作成する医療に関する各マニュアルに沿って、医療従事者等に対して行われる、県内発生を想定した研修や訓練に協力する。	健康福祉課

5. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 要配慮者への生活支援

対 策	担 当
○ 地域感染期における高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、地域組織、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。 ○ 要配慮者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。 ○ 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行う。 ○ 新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、町自らの業務継続計画を策定する。 	健康福祉課 危機管理課 関係各課
--	------------------------

(2) 火葬能力等の把握

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。 	町民環境課

(3) 物資及び資材の備蓄等

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。 ○ 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、製造販売事業者等との供給締結など地域の生産・物流事業等と連携を図り、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付方法について検討する。 	健康福祉課 危機管理課

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限局的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民の認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国及び県が提供する海外及び国内での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

1. 実施体制

(1) 体制強化等

対 策	担 当
○ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、四万十町新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、庁内で国の動向等の情報の共有を図り、国が示す初動対処方針に基づき、迅速かつ適切な対策準備を進める。	健康福祉課

2. 情報収集・提供

(1) 情報収集

対 策	担 当
○ 県が行う住民に対する情報（海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体など）の収集を強化する。	健康福祉課

(2) 相談体制

対 策	担 当
○ 国及び県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。	健康福祉課

(3) 情報提供

対 策	担 当
○ 国及び県が発信する新型インフルエンザ等情報を入手し、町民への情報提供に努める。 ○ 町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。 ○ ホームページ、相談窓口等を通して、海外の感染状況、新型インフルエンザ等に係る ^{*16} 帰国者・接触者相談センターや ^{*17} 帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。	健康福祉課 危機管理課

3. 予防・まん延防止

(1) 管内でのまん延防止対策の実施

対 策	担 当
○ 新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は発生が確認された場合に、国及び県から発出される感染症危険情報を町民や事業所等に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。	健康福祉課

(2) 予防接種

ア. 特定接種

対 策	担 当
○ 国が示す方針等に基づき、医師会等と連携のうえ、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て対象職員に対し迅速な予防接種を進める。	健康福祉課 総務課

イ. 住民接種

対 策	担 当
①住民接種の準備 ○ 国の要請に基づき、予防接種を全住民が速やかに接種できるよう、準備を進める。 ②住民接種の広報・相談 ○ 住民に対しワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった情報について積極的に情報提供を行う。	健康福祉課

4. 医療

(1) 町民への周知

対 策	担 当
○ 発生国からの帰国者等から、発熱・呼吸器症状等の相談があった場合は、 ^{※16} 帰国者・接触者相談センターを通じて、 ^{※17} 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	健康福祉課

5. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者対策

対 策	担 当
○ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者や協力者へ広報・周知する。	健康福祉課

(2) 遺体の火葬・安置

対 策	担 当
○ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。	町民環境課

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

《県内未発生期》

- ・県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を県が実施する疫学調査で追うことができる状態。

《国内発生早期》

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 県内で感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

《緊急事態宣言前》

1. 実施体制

(1) 体制強化等の継続

対 策	担 当
○ 必要に応じて、四万十町新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、庁内で国及び県の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す基本的対処方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施する。	健康福祉課 危機管理課

2. 情報収集・提供

(1) 情報収集・提供

対 策	担 当
○ 国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。 また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策等の情報をわかりやすく提供する。	健康福祉課 関係各課

(2) 相談窓口の体制充実・強化

対 策	担 当
○ 県及び関係機関との連携と庁内体制を強化し、必要に応じて相談窓口を設置し、町民からの問い合わせ等に対応する。	健康福祉課

3. 予防・まん延防止

(1) 管内でのまん延防止対策の実施

対 策	担 当
○ 県等が業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して行う次の要請の周知に協力する。 ア. 住民、事業所、福祉施設等に対するマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨。また、事業所に対する当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請。 イ. 事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請。 ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて行われる学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校の設置者に対する学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請。 エ. 公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策の実施の要請。 ○ 県の要請により、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課 関係各課

(2) 予防接種

対 策	担 当
○ ^{*18} パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 ○ 予防接種の実施体制及び実施方法等は、別途定める。	健康福祉課 総務課

4. 医療

(1) 町民への周知

対 策	担 当
○ 海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、 ^{※16} 帰国者・接触者相談センターを通じて、 ^{※17} 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	健康福祉課

5. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者対策

対 策	担 当
○ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、必要な食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ○ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。	健康福祉課 関係各課

(2) 遺体の火葬・安置

対 策	担 当
○ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、準備している臨時遺体安置所を活用した遺体の保存を適切に行う。	町民環境課

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合は、上記対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

1. 実施体制

(1) 町対策本部の設置

対 策	担 当
○ 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。	事務局
○ 部局体制に移行し全庁的な取り組みを推進する。	各 部

2. 予防・まん延防止

(1) 住民接種

対 策	担 当
○ 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民接種を実施する。	保健医療部
○ 予防接種の実施体制及び実施方法等は、別途定める。	

3. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 水の安定供給

対 策	担 当
○ 水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	民生部

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

対 策	担 当
○ 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	産業部

県内（国内）感染期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を県が実施する疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 発生状況は地域ごとに異なるため、実施すべき対策は須崎福祉保健所と連携を図る。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 欠勤者の増大が予想されるが、町民生活や地域経済の影響を最小限に抑えるために必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

《緊急事態宣言前》

1. 実施体制

(1) 体制強化等の継続

対 策	担 当
○ 国及び県の動向等の情報の共有と地域内の状況を把握し、四万十町新型コロナウイルス等対策推進会議を開催し、国が示す基本的対処方針に基づき、引き続き、迅速かつ適切な対策を実施する。	健康福祉課 危機管理課

2. 情報収集・提供

(1) 情報収集・提供と相談窓口の継続

対 策	担 当
○ 国及び県が発信する情報を入手し、町民への最新情報の提供に努める。 また、地域内の新型コロナウイルス等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 ○ 県の要請等により相談窓口を設置及び見直しを行い、町民からの問い合わせ等に対応する。	健康福祉課 危機管理課

3. 予防・まん延防止

(1) 管内でのまん延防止対策の実施

対 策	担 当
○ 事業所・団体等を経由し、または直接町民、事業者等に対して次の要請を行う。 ア. 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。 イ. 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。 ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。 エ. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ○ 県の要請により、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課 関係各課

(2) 予防接種

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 ○ 予防接種の実施体制及び実施方法等は、別途定める。 	健康福祉課

4. 医療

(1) 町民への周知

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が決定する県内感染期の対応について町民に周知する。 	健康福祉課 関係各課

(2) 在宅で療養する患者への支援

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得て、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 	健康福祉課 町民環境課

5. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要配慮者対策

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、必要な食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 	健康福祉課 関係各課

(2) 遺体の火葬・安置

対 策	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 	町民環境課

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合は、上記対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

1. 実施体制

(1) 町対策本部の設置

対 策	担 当
○ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。	事務局
○ 部局体制に移行し全庁的な取り組みを推進する。（以下担当は部局）	各 部

2. 予防・まん延防止

(1) 住民接種

対 策	担 当
○ 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民接種を実施する。	保健医療部 総務部
○ 予防接種の実施体制及び実施方法等は、別途定める。	

3. 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 水の安定供給

対 策	担 当
○ 「国内発生早期」の項を参照	民生部

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

対 策	担 当
○ 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。	産業部
○ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	
○ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。	

(3) 遺体の火葬・安置

対 策	担 当
○ 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。	民生部

(4) 要配慮者対策

対 策	担 当
○ 国及び県から在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。	健康福祉課 交通部

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

【目的】

- 1) 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

前述の【国内感染期】を参照

2. 情報収集・提供

前述の【国内感染期】を参照

3. 予防・まん延

前述の【国内感染期】を参照

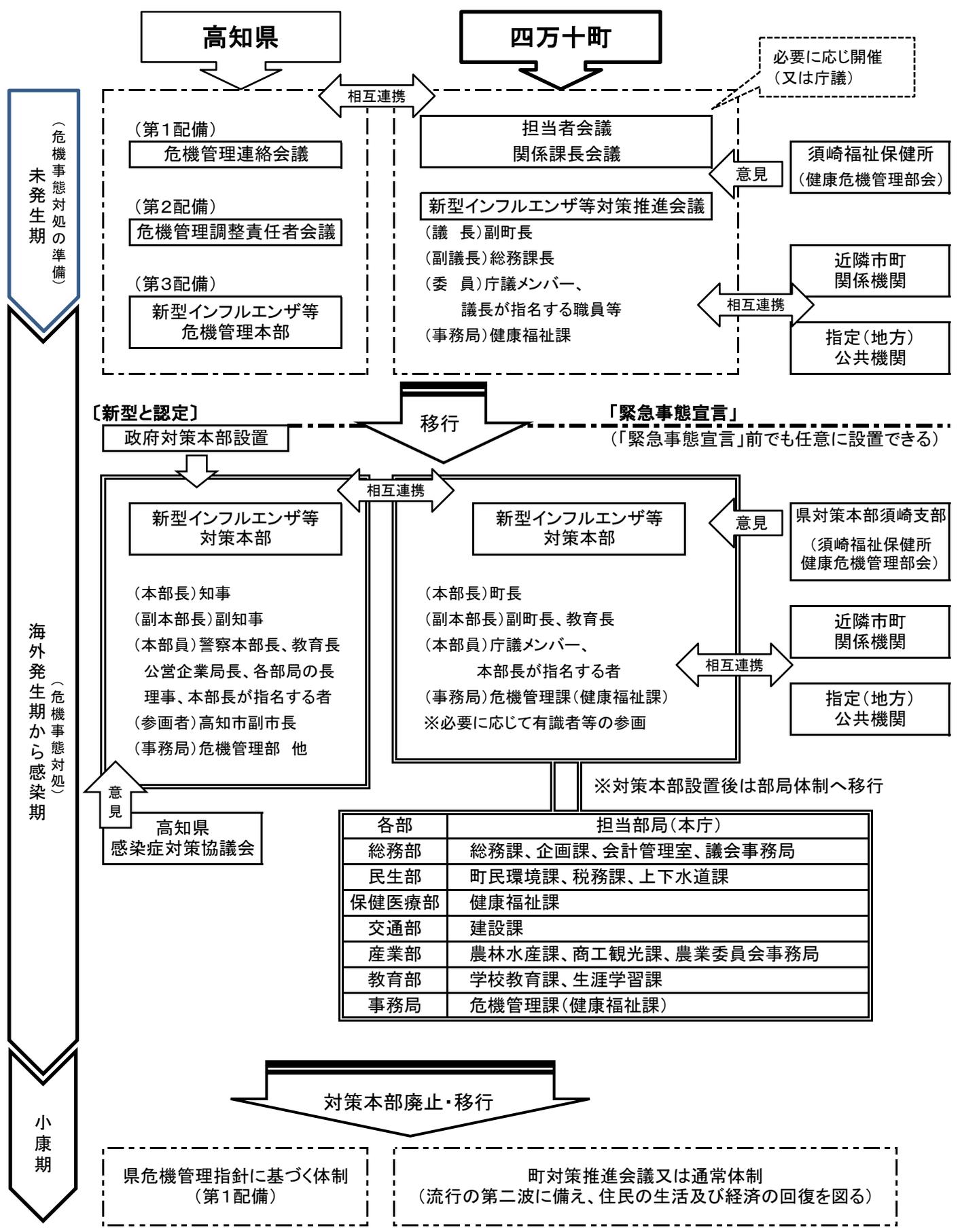
4. 医療

前述の【国内感染期】を参照

5. 町民生活及び地域経済の安定の確保

前述の【国内感染期】を参照

＜四万十町新型インフルエンザ等対策に関する推進体制図＞



四万十町新型インフルエンザ等対策本部 事務分掌

●本庁

部	部長・副部长 [担当課等]	事務分掌(業務内容)
各部共通事項		(1) 各課等の継続的かつ安定的な業務体制の構築に関する事。 (2) 職員の感染予防と健康管理に関する事。 (3) 関係機関・団体との連絡・調整に関する事。 (4) 所管施設等の消毒及び感染防止に関する事。 (5) 行事開催及び所管施設使用の自粛要請に関する事。 (6) その他、対策本部の決定事項に関する事。
事務局	(事務局長) 危機管理課長 [危機管理課] (健康福祉課)	(1) 町対策本部と県及び関係機関の統括調整に関する事。 (2) 本部員の配置と人員動員に関する事。 (3) 被害状況の取りまとめ、県等への報告に関する事。 (4) 県及び関係機関への応援要請に関する事。 (5) 対策本部会議及び対策に係る記録・保存に関する事。 (6) 他の部に属しない全般的な事項に関する事。
総務部	(部長) 総務課長 (副部长) 企画課長 会計管理室長 議会事務局長 [総務課、企画課、会計管理室、議会事務局]	(1) 部内職員の動員及び配置、各部との調整に関する事。 (2) 県、他市町村及び関係機関・団体からの情報収集に関する事。 (3) 活動状況の集約、報道機関との連絡・調整に関する事。 (4) 町民からの情報収集及び情報提供に関する事。 (5) 町民の相談窓口開設及び相談対応体制の編成に関する事。 (6) 職員及び庁舎内の感染予防対策に関する事。 (7) 職員の服務、出勤状況に関する事。 (8) 応急対策物資の購入及び予算措置に関する事。 (9) 町議会議員との連絡調整に関する事。 (10) 他部の応援に関する事。
民生部	(部長) 町民環境課長 (副部长) 税務課長 上下水道課長 [町民環境課、税務課、上下水道課]	(1) 部内の調整と職員の配置に関する事。 (2) 感染廃棄物処理に関する事。 (3) 死亡届受理事務と対策本部との連携に関する事。 (4) 遺体の安置及び火葬に関する事。 (5) 公共施設の消毒及び感染防止の総括管理に関する事。 (6) 水道水の安定供給と水道施設就業職員の感染防止に関する事。 (7) 原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事。 (8) 他部の応援に関する事。
保健医療部	(部長) 健康福祉課長 (副部长) 健康福祉課副課長 [健康福祉課]	(1) 部内の調整と職員の配置に関する事。 (2) 感染拡大調査及び情報収集に関する事。 (3) 県及び医療関係機関・団体との連絡調整に関する事。 (4) 医療及び健康相談に関する事。 (5) 応急対策に必要な物資、資機材等の確保に関する事。 (6) 抗インフルエンザウイルス薬等の提供要請及び情報に関する事。 (7) 予防接種の実施と会場確保に関する事。 (8) 在宅要配慮者等の支援情報に関する事。 (9) 診療所の応急医療対策に関する事。 (10) 医療関係ボランティアの対応に関する事。

部	部長・副部長 [担当課等]	事務分掌(業務内容)
交通部	(部長) 建設課長 (副部長) 建設課副課長 [建設課]	(1) 部内の調整と職員の配置に関する事。
		(2) 在宅要配慮者等の支援(通院等)に関する事。
		(3) 緊急通行車両の確保と確認申請に関する事。
		(4) 交通機能の維持と道路情報に関する事。
		(5) 他部の応援に関する事。
産業部	(部長) 農林水産課長 (副部長) 商工観光課長 農業委員会事務局長 [農林水産課、商工観光課、 農業委員会事務局]	(1) 部内の調整と職員の配置に関する事。
		(2) 物価の安定及び生活必需品の安定供給の要請に関する事。
		(3) 民間事業所などへの就業制限要請に関する事。
		(4) 動物(家きん、家畜等)の不審死等への対応に関する事。
		(5) 観光客への感染防止のための事業者等との連絡調整に関する事。
		(6) 他部の応援に関する事。
教育部	(部長) 学校教育課長 (副部長) 生涯学習課長 [学校教育課、生涯学習課]	(1) 部内の調整と職員の配置に関する事。
		(2) 学校及び保育所等の感染防止対策に関する事。
		(3) 児童・生徒及び教職員等のり患状況の把握と関係報告に関する事。
		(4) 児童・生徒及び教職員等への受診指導に関する事。
		(5) 学校及び保育所等の臨時休業及びその対応に関する事。

●大正地域振興局

部	部長・副部長	班(担当課)	事務分掌(業務内容)
地域対策部	(部長) 地域振興課長 (副部長) 町民生活課長	地域対策班 [地域振興課]	※上記本庁体制の 事務局、総務部、交通部、産業部の事務分掌
		町民対策班 [町民生活課] (大正診療所)	※上記本庁体制の 民生部、保健医療部、教育部の事務分掌 (大正診療所)

●十和地域振興局

部	部長・副部長	班(担当課)	事務分掌(業務内容)
地域対策部	(部長) 地域振興課長 (副部長) 町民生活課長	地域対策班 [地域振興課]	※上記本庁体制の 事務局、総務部、交通部、産業部の事務分掌
		町民対策班 [町民生活課] (十和診療所)	※上記本庁体制の 民生部、保健医療部、教育部の事務分掌 (十和診療所)

四万十町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 13 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、四万十町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

【用語解説】

※1 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

※2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

※3 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※4 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

※5 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

※6 業務継続計画

町行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、職員本人の罹患や家族のり患などにより、出勤可能な職員が制約されることが予想される中で、新型インフルエンザ等対策の実施と町民生活のため最小限必要な行政サービスを継続するとともに、一時的に中断した業務を出来るだけ早期に復旧するため、あらかじめ、優先すべき業務の選定、必要な人員や資源の確保など、必要な

措置を定めた計画をいう。

※7 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

※8 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

※9 アジアインフルエンザ（アジアかぜ）

1957年4月に香港から流行が始まり、東南アジアなどを経て全世界で流行したインフルエンザ。日本でも約5,700人が死亡した。

※10 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

※11 スペインインフルエンザ（スペインかぜ）

1918（大正7）年から20年にかけて、全世界で猛威を振るった新型インフルエンザ（H1N1型）。アメリカに端を発して、第1次世界大戦中のヨーロッパなどに広がり、2千万～4千万人が死亡したといわれる。20世紀中に3回あった新型インフルエンザの大流行の中で最悪だった。日本では1918年秋から本格的に流行し始め、同年末と1920年初頭の2回のピークがあった。内務省衛生局の調べで、国民の4割の2,300万人が感染し、39万人が死亡したといわれる。

※12 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、都道府県の区域を越えて事業を営むもののうち、政令で定めるもの（国が指定するもの）を「指定公共機関」（特措法第2条第6号）といい、都道府県の区域内で事業を営むもののうち、都道府県知事が指定するものを「指定地方公共機関」（特措法第2条第7号）という。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。

※13 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省。

※14 通所施設等

保育施設、高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う生涯福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブ等。

※15 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

※16 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

※17 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

※18 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○その他の用語（参考）

・鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

・家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている

・ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

・ **濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

・ **感染症病床**

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

・ **感染症指定医療機関**

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。高知県内には該当施設はない。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（2床）が該当する。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（6床）及び高知県立幡多けんみん病院（3床）が該当する。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

・ **臨時の医療施設**

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態を宣言した場合に、都道府県内の病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、都道府県行動計画で定めるところにより、都道府県知事が開設することのできる医療機関（特措法第48条）。

四万十町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年1月発行

編集・発行 四万十町役場 健康福祉課/危機管理課

高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17